新潟市告示第56号

兼用工作物管理協定の締結について

道路法(昭和27年法律第180号)第20条第1項の規定による兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第6項の規定に基づき告示する。

なお、関係図書は,告示日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市東区役所建設課において,一般の縦覧に供する。

平成20年2月1日

新潟市長 篠 田 昭

- 1 道路の種類及び路線名一般国道 113号
- 2 道路の位置

新潟市東区下山三丁目 1444番1地先から新潟市東区下山三丁目 629番1地先まで

- 3 他の工作物の管理者の名称及び所在
 - 名称 流域下水道管理者 新潟県 代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

所在 新潟市中央区新光町 4 番地 1

4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)に基づき行う兼用工作物の管理。ただし,下 水道法第 25 条の 10 で準用する同法第 18 条の規定による権限の行使を除く。

5 管理の期間

平成19年11月14日から当該施設の存続する日まで